

プロフェッショナル人材活用補助金 申請の手引き

1. 事業の目的

この補助金は、県内中小企業等が、新技術への対応や新規事業展開のためのリスキリング推進等、人材育成、事業基盤の強化といった企業課題の解決を図るため、プロフェッショナル人材（以下、「プロ人材」という。）を確保する際に発生する費用を県が補助するものです。

※「プロフェッショナル人材」とは、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、かつ、受入れ事業主が求めるスキルについて、通算5年以上の職業経験を有する者または業務に必要な資格を有する人材を指します。

2. 補助対象者

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「滋賀プロ拠点」という。）を通じて、新たにプロ人材を活用する、県内に事務所・事業所を有する中小企業者または中小企業者と同規模の法人が対象になります。

1 次のいずれにも該当すること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者または当該中小企業者と同規模の法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、農業協同組合、生活協同組合、労働者協同組合等）であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定される風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
参考：警察庁（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について）
<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian/hoan/hoantsutatsu/kaisyaku0401.pdf>
- (3) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (4) 滋賀県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者またはその役員等が次の各号に該当する者である場合は補助対象としないものとします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3. 補助対象事業

別表に掲げる事業とします。

4. 補助対象事業期間

事業開始日（プロ人材の雇用開始日）が令和7年5月1日から令和8年3月6日までのものを対象とします。

5. 補助対象経費

補助対象事業期間において実施する別表に掲げる経費とし、交付決定日以降で事業実績報告の期限(事業完了後 30 日以内または令和8年3月6日のいずれか早い日)までに支払いが完了する経費に限ります。

6. 補助率等

別表に掲げるとおりとします。

7. 応募手続等

(1) 受付窓口

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室

住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3767 FAX：077-528-4873

E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp

(2) 交付申請の締め切り

○令和8年2月6日まで〈先着順〉

滋賀プロ拠点へ事前にご相談のうえ、事業開始日より前にご申請ください。

○受付時間は9時から17時まで。

※上記期間内であっても予算の上限に達した時点で募集を停止します。

(3) 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象事業実施計画書（様式第2号）
- (3) プロ人材の履歴書または経歴書
- (4) 申請者の沿革および事業概要が分かる書類（会社案内または定款の写し等）

- (5) 県税に未納がないことを証明する納税証明書または滋賀県税に関する誓約書兼同意書(様式第1号別紙1)
- (6) 誓約書(様式第1号別紙2)
- (7) その他知事が必要と認める書類

※プロ人材を雇用する場合、想定年収は人材紹介会社の成約手数料計算方法に従います。ただし、変動する手当(残業手当等)を含む場合、諸手当等の積算内訳の根拠資料を求める場合があります。

(4) 提出方法

- ①電子メール ②持参または郵送(簡易書留郵便)

※電子メールまたは郵送での申請の場合は、下記までご一報願います。

(連絡先)

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室 TEL: 077-528-3767

8. 補助事業者の義務(交付決定後)

補助金の交付決定を受けた者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 経費の配分、内容の変更、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業の遂行状況について、県が報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。なお、補助事業の遂行状況や実績の確認のため、実地検査に入ることもあります。
- (3) 補助事業の完了後30日以内または令和8年3月6日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。別表に掲げる提出期日を必ず確認してください。
- (4) 補助事業の取組状況や成果について、県が主催する会議等において発表報告していただくことがあります。また、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。
- (5) 補助事業終了後に補助事業に関する調査への協力をお願いすることや、県等が実地検査に入る場合があります。
- (6) 雇用したプロ人材が雇用開始日より起算して1年以内に離職または配置転換された場合は、補助金の返還が必要です。様式第6号の人材離職報告書の提出をお願いします。

9. 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業者から提出いただく実績報告書(様式第6号)に基づき、補助金の額を確定した後となります。

また、支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要すると認められる費用の合計(消費税および地方消費税は除く)となります。このため、すべての支出には、その収支を明らかにした帳簿類および領収書等の証拠書類が必要となります。

なお、支出額および内容について厳格に審査しますので、要件を満たさない経費については、支払額の対象外となることがあります。

10. その他留意事項

滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号）に基づき、交付申請時に、暴力団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。（交付決定後に判明した場合は、交付決定の取消を行います。）

別表

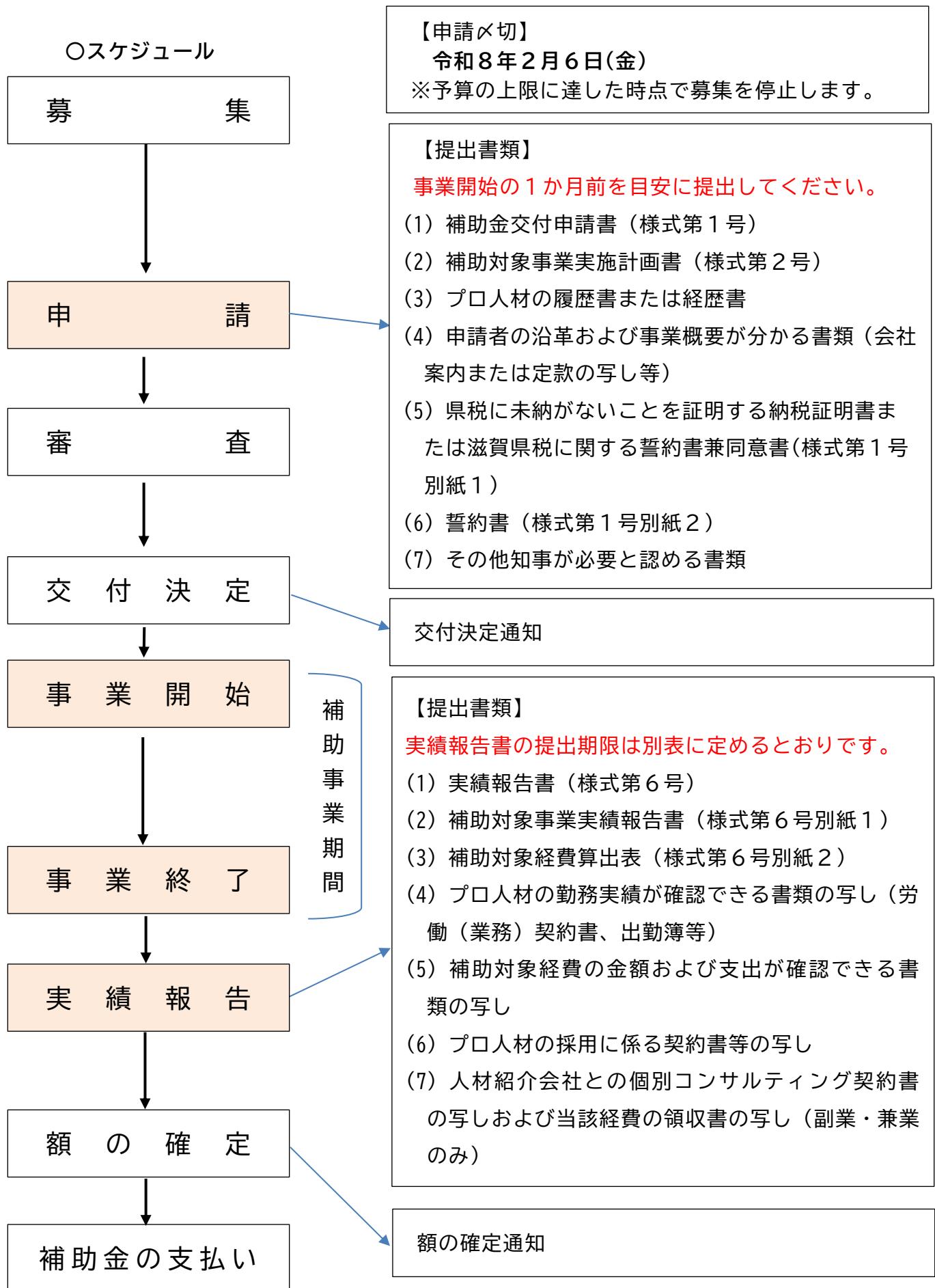
事業名	プロフェッショナル人材確保事業	プロフェッショナル副業・兼業人材活用はじめの一步事業	プロフェッショナル副業・兼業人材活用促進事業
補助 対象事業	・以下のすべてを満たすものとします。		
	(1) 滋賀プロ拠点への相談を通じて、新たにプロ人材を雇用するものであること。 (2) 新技術への対応や新規事業展開のためのリスクリング推進など、人材育成、事業基盤の強化といった企業の経営課題の解決を図ることを目的としていること。 (3) プロ人材の直近(転職前)の就業地が県外であること。 ※北部三市(高島市、長浜市、米原市)においてはこの限りではない。 (4) プロ人材の勤務地が県内であること。 (5) プロ人材の想定年収が 450 万円以上であること。 (6) プロ人材が雇用開始日から起算して 1 年以上は県内事業所に在籍し、活躍する見込みがあること。	(1) 滋賀プロ拠点への相談を通じて、初めてプロ人材を副業・兼業として活用するものであること。 (2) 新技術への対応や新規事業展開のためのリスクリング推進など、人材育成、事業基盤の強化といった企業の経営課題の解決を図ることを目的としていること。 (3) プロ人材の勤務地が県内であること。 (4) 補助の対象となる契約期間は 5 か月を上限とする。	(1) 滋賀プロ拠点への相談を通じて、プロ人材を副業・兼業として活用するものであること。 (2) 新技術への対応や新規事業展開のためのリスクリング推進など、人材育成、事業基盤の強化といった企業の経営課題の解決を図ることを目的としていること。 (3) プロ人材の勤務地が県内であること。
補助 対象経費	補助対象事業を実施するにあたり、補助対象者が負担する以下の経費(消費税および地方消費税は除く)であること。(国や県、その他公的支援機関等が行う他の補助事業と重複するものは除く。)		
	【成約手数料】 補助対象者が想定年収 450 万円以上のプロ人材と雇用契約を締結する場合、滋賀プロ拠点と提携する人材紹介会社に対して支払う 1 名の成約手数料に相当する額。	【成約手数料】 補助対象者が、プロ人材または滋賀プロ拠点と提携する人材紹介会社と業務委託契約を締結する場合、当該人材紹介会社に対して支払う業務委託契約費のうち、成約手数料に相当する額。	【成約手数料】 補助対象者が、プロ人材または滋賀プロ拠点と提携する人材紹介会社と業務委託契約を締結する場合、当該人材紹介会社に対して支払う業務委託契約費のうち、成約手数料に相当する額。

	(注) ①成約手数料が不明の場合は、業務委託契約費(税抜き)に 35/135 を乗じた額を成約手数料相当額とする。 ②交付決定日以降で事業実績報告までに支払が完了する経費に限る。 ③想定年収は人材紹介会社の成約手数料計算方法に従う。ただし、変動する手当(残業手当等)を含む場合、諸手当等の積算内訳の根拠資料を求める場合がある。	【移動費】 副業、兼業プロ人材を活用する場合の移動に要する経費(交通費および宿泊費)。 ただし、プロ人材の本業の就業地が県外で1回の往復の移動に伴う交通費(宿泊費を除く)の実費負担が1万円以上のものに限る。 【報酬】 副業、兼業プロ人材を活用する場合の報酬に要する経費(初期費用、業務委託費)。 (注) ①成約手数料が不明の場合は、業務委託契約費(税抜き)に 35/135 を乗じた額を成約手数料相当額とする。 ②交付決定日以降で事業実績報告までに支払が完了する経費に限る。	【移動費】 副業、兼業プロ人材を活用する場合の移動に要する経費(交通費および宿泊費)。 ただし、プロ人材の本業の就業地が県外で1回の往復の移動に伴う交通費(宿泊費を除く)の実費負担が1万円以上のものに限る。 (注) ①成約手数料が不明の場合は、業務委託契約費(税抜き)に 35/135 を乗じた額を成約手数料相当額とする。 ②交付決定日以降で事業実績報告までに支払が完了する経費に限る。
補 助 率	補助対象者が負担する経費(消費税および地方消費税は除く)に対して以下の補助率となります。 ※すべて千円未満切り捨て		
	上記経費の3分の1以内	上記経費の合計額の5分の4以内	【成約手数料】 上記経費の合計額の3分の1以内 【移動費】 (1)デジタル人材を活用する場合→4分の3以内 (2)デジタル人材以外を活用する場合→2分の1以内
補助限度額	上限500,000円	上限500,000円	【成約手数料】 上限66,000円 【移動費】 上限500,000円

実績報告書の提出期限	人材紹介会社への支払後30日以内または令和8年3月6日のいずれか早い日	事業完了後30日以内または令和8年3月6日のいずれか早い日	事業完了後30日以内または令和8年3月6日のいずれか早い日
------------	-------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

この表において、デジタル人材とは次の表に定める人物像および業務例を参考に判断することができます。

人 物 像	■デジタル化を主導するリーダー（プロダクトマネージャー） ■デジタルビジネスの企画、立案、推進をする人材（ビジネスデザイナー） ■デジタル化やデジタルビジネスのシステムの設計から実装ができる人材（テックリード、エンジニアリングマネージャー、アーキテクト等） ■データを解析・分析できる人材（データサイエンティスト） ■AI等の先端的なデジタル技術を担う人材（先端技術エンジニア） ■システム画面等を設計する人（UI／UXデザイナー） ■システムの実装やインフラ構築・保守等を担う人材（エンジニア、プログラマ）
業 務 例	□顧客情報を電子化・データベース化し、商品の企画や営業に活用する。 □新たにECサイトを開設し、販路を拡大する。 □アナログで行っている受注から請求までの作業について、システム化・自動化により業務の効率化を行う。 □属人化している作業を改善するため、プロジェクトチームを作り、ITツールを導入し、人事体制や生産体制の強化を図る。



(参考) 中小企業者の範囲

業種	下記のいずれかを満たすものとし、事業所単位ではなく企業等の組織単位で判断する。	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 資本金等が無い場合は従業員数のみで判断する。